

<貸会議室等の利用規定(詳細版)>

本館は、教育振興及び地域振興を主たる目的に設立され、市内教職員の拠出金を原資に運営されている法人です。そのため、利用に際してはいくつかの制約がございますが、一般の方への会議室等の貸出も積極的に行っておりますので、下記規定をご参照の上、是非ご利用下さい。

1 利用可能な活動

- 団体や事業所の会議・研修会 ○ サークル活動 ○ 組合活動 ○ 講演会
- 例) 「町会・管理組合・商店会などの会議・活動」「民間会社の会議・研修会」
「俳句・詩吟・囲碁などのサークル的活動」「講演会開催」 など

<利用不可の活動>

●宗教・政治的活動や営利目的の活動

- 例) 「布教活動」「特定の政党や候補者を支援するための会議や集会」
「直接的な営利活動（顧客に対する勧誘活動や営業活動等）」
「収益を伴う講演会や私塾」「1回1,001円以上(目安)の会費徴収の活動」

●騒音や振動が発生する活動

- 例) 「複数の楽器や打楽器等を用いた音楽活動」「激しい運動を伴う活動」

●床・壁面を汚す可能性のある活動

- 例) 「墨や絵の具の使用や工具を用いる作業」「会食を主とする集い」

●その他・・・「個人(1名)利用」「参加者の事前把握無し of 集会・講演会」

「公の秩序や善良な風習を乱す恐れのある活動(仮社会的・社会機会汚濁等)」

* 未成年者のみの利用は、目的や内容を伺い審査します

2 その他

- (1) 駐車場は1団体につき最大4台までの利用となりますが、他団体ですでに満車の際は、近隣有料駐車場をご自身の負担で利用頂くこととなります。(駐車場は8台分、事前予約不可)
- (2) 基本的に承認団体に対しての貸出となるため、事前に団体登録申請書を提出頂きます。
但し、年間で1～2回程度の利用時は「スポット扱い」とし、団体登録を省略できます。
- (3) 2つの時間帯を通して利用される際は、その間の時間帯も利用可能です。
- (4) 各部屋の写真、料金、予約方法などの詳細は、本ホームページの「施設案内」、「料金表」、「予約案内」をご覧ください。